

守山南中学校 P T A 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は、守山南中学校 P T A と称し、事務局を守山南中学校におく。

第2条 本会は、会員相互の教養を高めるとともに、学校教育の発展と生徒の福祉増進を図ることを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会の会員は、守山南中学校に在学する生徒の保護者と、同校にて勤務する教職員で構成され、正会員と賛助会員からなる。

- 1 正会員は、役員になる権利を有する。
- 2 賛助会員は、役員になる権利を有しない。

第3章 方 針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動するもので、次の方針にしたがう。

- 1 青少年の教育および福祉のために活動する諸団体や機関と協力する。
- 2 特定の宗教や政党の活動には関係せず、営利を目的とする行為も行わない。
- 3 学校の管理および人事には干渉しない。
- 4 会員すべてが平等の権利と義務を有する。

第4章 事 業

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修および親睦に関すること。
- 2 学校および家庭における教育の理解と、その振興に関すること。
- 3 生徒の校外における生活の指導に関すること。
- 4 教育環境の改善に関すること。
- 5 その他、目的達成のために必要と認める事業。

第5章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。ただし、立候補がない場合はこの限りではない。

- | | | | |
|---|-----------------|-----|-----------------------|
| 1 | 会長 | 1 名 | |
| 2 | 副会長 | 2 名 | |
| 3 | 正副専門部長 | 6 名 | |
| 4 | 庶務（P 1 名・T 2 名） | 3 名 | |
| 5 | 会計（P 1 名・T 1 名） | 2 名 | |
| 6 | 監事 | 2 名 | 会計監査は昨年度の監事 1 名が立ち会う。 |

第7条 前条の役員の主たる任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任を代行する。
- 3 専門部長は、各部を総括し事業の推進を図る。
- 4 庶務は、会議の議事を記し、一般事務をおこなう。
- 5 会計は、本会の会計事務一切をつかさどる。
- 6 監事は、業務の執行状況および会計を監査する。

第6章 専門部

第8条 本会に次の専門部をおき、事業を推進する。

- 1 企画研修部 会員の教養と文化の向上をはかるとともに、PTA会員同士や生徒との交流をはかる事業。
- 2 広報部 会報の発行と、その他必要な調査を行う事業。
- 3 安全部 校外における生徒の生活向上と安全をはかる事業。

第9条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長、副会長、監事、専門部長および副部長、庶務および会計は、会員からの立候補または推薦等により選出する。立候補については、10月中旬に現会長に届け出るものとする。
- 2 第9条 1 で立候補した者は、役員候補者選出委員会にはかり、承認を得て決定する。
- 3 上記1および2の役員の選出に必要な規定は別に定める。
- 4 企画研修部、広報部は、本部役員会で起案されたものに賛同できる会員を公募する。

第10条 本会のすべての役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 機 関

第11条 本会に次の機関をおき、会合はすべて会長が招集する。

- 1 総会
- 2 本部役員会
- 3 各専門部会
- 4 役員候補選出委員会

第12条 総会は、全会員を持って構成し、本会の最高議決機関である。

- 1 総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。
 - ア 定期総会は毎年1回開催する。
 - イ 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - ウ 総会は、対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に本部役員会が定める方法により、会員に周知のうえ開催する。
- 2 総会は次の各号に掲げる事項を議決および承認する。
 - ア 本会の事業および予算の承認
 - イ 会務の報告
 - ウ その他、重要事項の承認

第 13 条 本部役員会は、会長、副会長、監事、庶務、会計、正副専門部長をもって構成し、次の事項をおこなう。

- 1 総会に提出する議案に関すること。
- 2 専門部より提出された議案に関すること。
- 3 その他、緊急および重要事項の審議

第 14 条 専門部は、安全部員、および企画研修部員、広報部員、をもって構成し、第 8 条による事業の計画作成と実施にあたる。

第 15 条 役員候補選出委員会は、会長、副会長をもって構成し、次年度の会長ならびに本部役員候補を選出する。

第 16 条 本会は必要に応じて特別委員会、または臨時委員会を会員の承認を得て組織することができる。

第 17 条 学校長、教頭は本会の参与とし、いずれの会議にも出席して意見を述べることができる。

第 18 条 監事は、いずれの会議にも出席し、その任務にあたる。

第 19 条 すべての会議は、出席者の 3 分の 2 の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決める。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 20 条 すべての会議の議長は、会長もしくは副会長の指名した者があたる。

第 21 条 1 年を通して、ボランティアスタッフを募集することができる。参加を希望する P T A 会員は、各専門部事業のサポート及び P T A 活動への提案をすることができる。ボランティアスタッフの志願者は可能な範囲での活動に参加する。

第 8 章 会 計

第 22 条 本会の会計は、会費・寄付金・その他をもってこれにあてる。

第 23 条 会員は、正会員、賛助会員ともに会費を次のとおり納める。

- 1 会費は、年額 2,000 円とする。
- 2 会費は、前後期に分けて学年費と同様、銀行引き落としとする。兄弟姉妹がいるときは、上級学年での納入とする。

第 24 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 25 条 P T A 会費の徴収については、P T A 会長と学校長の下で、業務委託契約を締結するものとする。

第 9 章 慶 弔

第 26 条 会員に関する慶弔、見舞い、その他の場合は次のとおりとする。

- 1 会員が死亡の場合には、金 10,000 円を香儀する。
- 2 その他、特に必要のある時は本部役員会において承認を得る。

第 10 章 個人情報の取り扱いについて

第 27 条 P T A 活動において、知り得た個人情報については、本会の活動以外には利用しないこととする。

第11章 雑 則

第28条 本会には、顧問を若干名おくことができる。顧問は会長がこれを委嘱する。

第29条 本会則の変更は、総会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 本会則は、昭和59年5月19日から施行する。
- 2 本会則は、平成元年12月9日から一部改正施行する。
- 3 本会則は、平成7年3月4日から一部改正施行する。
- 4 本会則は、平成7年12月2日から一部改正施行する。
- 5 本会則は、平成8年5月8日から一部改正施行する。
- 6 本会則は、平成19年2月23日から一部改正施行する。
- 7 本会則は、平成20年5月16日から一部改正施行する。
- 8 本会則は、平成21年4月1日から一部改正施行する。
- 9 本会則は、平成25年5月21日から一部改正施行する。

ただし、第9条第1項から第5号までの規定は、前年度から適用する。

- 10 本会則は、平成26年5月16日から一部改正施行する。
- 11 本会則は、平成29年10月13日から一部改正施行する。
- 12 本会則は、令和2年2月14日から一部追加施行する。
- 13 本会則は、令和5年4月1日から一部改正施行する。
- 14 本会則は、令和5年5月13日から一部改正施行する。
- 15 本会則は、令和8年4月1日から一部改正施行する。

ただし、第9条第1項から第4号までの規定は、前年度から適用する。